

戦前期 1930 年代、京都府における「小学校教員臨時試験検定認定校」の許可をめぐる審査過程

一 戦前日本において私立学校にはいかにして小学校教員養成への道が開かれようとしたのか一

遠 藤 健 治

戦前期1930年代、京都府における「小学校教員臨時試験検定認定校」の認可をめぐる審査過程

—戦前日本において私立学校にはいかにして小学校教員養成への道が

開かれようとしたのか—

遠藤 健治
(美作大学)

はじめに

本稿は、戦前、とりわけ1930年代における京都府を事例として、その卒業生に対して学校単位で臨時試験検定の受検が認められた「小学校教員臨時試験検定認定校」¹（以下、認定校）の認可をめぐる審査過程を解説することを目的としている。これは、すでに他稿²により明らかにしたように、現時点において確認される認定校のすべてが私立学校であったことに照らし、「直接的」な小学校教員の養成機関であった師範学校の一方で、これまでほとんど小学校教員養成と関連づけて言及されることのなかった私立学校に対し、臨時試験検定をとおした「間接的」な小学校教員養成への道がいかにして開かれようとしたのかを跡づけるという小学校教員史研究上の意義を有する。そして、これにより、私立学校という戦前日本における師範学校以外の小学校教員の輩出経路に目を向け、「出自（取得方法）と種別（免許種別）を異にする多様で雑多な者から構成され、そうした者たちの同居性という点にこそ特徴があった」³と言われる小学校教員界の実際を展望したい。

まず、戦前日本における小学校教員免許状の取得方法について述べておこう。しかし、これについては、前述した他稿によりすでに言及していることから、行論上必要な範囲にとどめたい。小学校教員免許状を取得するためには、すでに第三次小学校令期において、師範学校卒業、小学校教員検定合格という二つのルートが確立されていた。本稿が検討の対象とする臨時試験検定は、後者の一種類であった。そして、京都府においては、認定校卒業生および府市（教育会）講習修了者にかぎり受検することができた。

つぎに、本稿が京都府を事例とする理由について述べておこう。これについても、前述の他稿により言及していることから、結論のみ述べたい。第1の理由は、京都府において、戦前の行政文書が豊富に残されているからである⁴。船寄俊雄は、小学校教員検定史研究について、「検定試験……の実施主体は道府県であったので、都道府県庁文書の残存状況によって研究成果が左右される」⁵と述べている。これに照らすならば、うえのような史料の残存状況にある京都府は検定史研究を進めるうえで好個の事例と言える。第2の理由は、同府が臨時試験検定を含めた試験検定、なかでも本稿が検討の対象とする小学校裁縫専科正教員（以下、小裁専正）を含む小学校専科正教員免許状の取得を目的とする試験検定において、全国的に上位の合格者を輩出したからである⁶。このように同府は、小学校教員検定史研究において、注目すべき道府県なのである。

そして、京都府を事例とした認定校の認可をめぐる審査過程に言及する先行研究について述べておこう。それは、井上恵美子による論稿⁷が唯一である。井上は、1920年代前半の京都府において、京都高等手芸女学校師範科、京都裁縫女学校専攻科が「小学校教員無試験検定認定校」としては認可されなかったものの、認定校として認可された審査過程をたどり、認定校認可の基準を明らかにしている。これは、無試験検定に比べ、その実態の解明が遅れてきた臨時試験検定に着目した意味において貴重である。しかし、井上は、認定校の審査過程について、あくまでも「小学校教員無試験検定認定校」の認可をめぐる審査過程を検討するなかで派生的に言及している。また、他稿により明らかにしたように、認定校は、1920年代後半から認められ、現時点において4校の存在が確認される。さらに、本稿により明らかとなるように、認定校は、1930年代に廃止が決定された。しかし、実際には40年代に至っても存続した。これらに照らすならば、井上の論稿は、検討の対象となる認定校数や期間に

において限定的である。戦前京都府における認定校の認可をめぐる審査過程の全貌を解明するためには、さらなる事例の蓄積が期待される。

そこで、本稿は、そうした問題意識のもと、先行研究にさらなる事例の蓄積を加えることをめざし、1930年代、京都府における認定校の認可をめぐる審査過程を検討する。その際、その卒業生に対して小裁専正免許状の取得を目的とする臨時試験検定受検の資格付与を出願した、すなわち小裁専正認定校としての認可を出願した福知山淑徳高等家政女学校師範科を事例として取り上げたい。これは、史料上不十分ながらも、認定校としての認可をめぐる審査過程の全貌に迫り得る唯一の事例だからである。そして、これにより、戦前日本において私立学校に臨時試験検定をとおした「間接的」な小学校教員養成への道がいかにして開かれようとしたのかを解明し、ひいては多様で雑多な者から構成されたと言われる小学校教員界の実際を展望したい。

1. 1930年代初頭、京都府における認定校の認可をめぐる混迷

うえの課題を解明するにあたり、まず、前述したように福知山淑徳高等家政女学校師範科を事例⁸に取り上げ、その小裁専正認定校としての認可をめぐる審査過程を検討することにより、1930年代初頭、京都府における認定校制度の混迷の様子をみていこう。

(1) 福知山淑徳高等家政女学校師範科による小裁専正認定校認可への出願

はじめに、福知山淑徳高等家政女学校の概要⁹と、その認定校としての認可への出願手続きをみてみよう。同校は、師範科の加設を機として、京都府に対し、認可申請書、学則、さらには職員組織表、教科書調の提出、設備の概況に関する報告をもって、小裁専正認定校としての認可を出願した。

福知山淑徳高等家政女学校は、1924（大正13）年、淑徳技芸女学舎として開校した私立女子各種学校であった。その後、名称を福知山淑徳技芸女学校（1924年）、福知山淑徳高等家政女学校（1925年）と改めた。そして、1928（昭和3）年、師範科を加設した。

師範科の加設をふまえ、福知山淑徳高等家政女学校々長は、1930（昭和5）年7月26日、京都府知事に対し、「臨時検定願」を提出した。これにより、学則とあわせ、師範科卒業生への「毎学年末ニ於テ、小学校裁縫専科教員タルベキ臨時検定」受検の資格付与を出願した。言い換えるならば、これは、福知山淑徳高等家政女学校師範科の小裁専正認定校としての認可を出願するものであった。

一方、福知山淑徳高等家政女学校々長からの出願を受けた京都府学務部は、8月5日、同校に対し、追加書類の提出を求める文書を送付した。これにより、すでに提出されている認可申請書、学則に加え、「左記事項、再調訂正ノ上、提出相成度」としたうえで、「職員組織表」、「設備ノ概況」、「教科書調」と再度学則の提出を求めた。さらに、「試験場ハ、学校以外ニテ可ナリヤ」と、臨時試験検定を学内で行うことの可否についても問い合わせた。

これに対し、福知山淑徳高等家政女学校々長は、8月7日、京都府学務部に対し、追加書類を提出した。そのうち、職員組織表は、負担科目、免許科目、学歴、受持時間、職名、氏名から構成された。たとえば校長である山口口之助の負担科目は「修身、教育、国語、国史」、免許科目は「国語」、学歴は「無試験検定」、受持時間は「二六」、職名は「校長兼教諭」と記載された。設備の概況は、普通教室数、実習室やミシン教室などの特別教室数、それ以外の講堂、校務室、職員室、自修室数が報告された。教科書調は、学科、書名、著者、発行所、検定年月日、備考から構成された。たとえば修身科で使用される『改訂女子修身』という教科書の学科は「修身科」、著者は「文学士 友枝高彦」、発行所は「東京富山房」、検定年月日は「昭和二年一月二十六日」、備考には使用される学科名である「本科及師範科」と記載された。なお、前述した臨時試験検定を学内で行うことの可否について、福知山淑徳高等家政女学校々長は、「試験場ハ、当校内ニ於テ御願ヒ致シ度」と回答した。

(2) 小学校教員検定委員会における二転三転した審査結果

では、福知山淑徳高等家政女学校師範科は、小裁専正認定校として認可されたのか。一旦は認可を検討されたものの、職員組織、設備の不備、臨時試験検定受検志願者が少数であることを理由として不認可となった。こうして同校の小裁専正認定校としての認可をめぐる審査は、小学校教員検定委員会において迷走した。

福知山淑徳高等家政女学校々長が追加書類を京都府学務部に提出したことは、すでに述べた。これ

を受け、学務部において、8月8日、「小学校教員臨時検定試験ノ件」が伺い出された。こうして師範科の小裁専正認定校としての認可をめぐる審査が、小学校教員検定委員会¹⁰に委ねられた。しかし、それは、遅々として進まなかった。

そのため、福知山淑徳高等家政女学校々長は、11月12日、京都府知事に対し、「御願」を提出した。これは、うえにみてきたような同校からの出願、さらには再出願にもかかわらず、同府からは「何ノ御沙汰無之」ことから、「来学年度ノ準備ニモ支障ヲ生ジ、甚ダ困惑」しているため、「可成至急」同校の小裁専正認定校としての「御認可」を求めるものであった。しかし、認可をめぐる審議に進展が確認されるのは、翌年3月まで待たなければならなかつた。

福知山淑徳高等家政女学校々長が「御願」を提出したことを受け、京都府学務部において、そのおよそ4ヶ月後の1931(昭和6)年3月4日、「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定ノ件」が起案された。これにより、すでに小学校教員検定委員会が師範科を小裁専正認定校として「職員ノ組織、設備、授業ノ内容等、適當ト認メ」ていたことをふまえ、別紙手続きによるその卒業生を対象とした臨時試験検定実施の可否が伺い出された。なお、別紙手続きとは、後述する「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定試験手続」が該当した。しかし、この「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定ノ件」は、廃案となつた。

ところで、史料紹介の意味からも、前述した「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定試験手続」について、行論上必要な範囲で説明しよう。京都府学務部は、同手続きにおいて、校長は「当該年度ニ於テ卒業スヘキ生徒中ノ志願者ヨリ提出セル試験検定願書、及在学中ノ成績表ヲ取纏メ」、同府に「毎年二月二十日限り、進退」する、試験科目は「教育大意、教授法、裁縫理論、裁縫実地」の四科目とする、臨時試験検定は「毎学年末ニ日時及場所ヲ定メ、施行ス」と定めた。そして、同手続きを「昭和六年三月卒業スペキ分」すなわち1930(昭和5)年度卒業生から適用する、しかし「職員組織、設備、授業ノ内容、其ノ他適當ナラスト認ムル場合」、手続きの「変更」や小裁専正認定校としての認可を「廢止スルコトアルベシ」とも定めた。さきの「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定ノ件」が廃案となつたのも、こうした職員組織などの不備によつた。

そこで、改めて3月7日、京都府学務部において、同名の「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定ノ件」が起案された。これにより、今度は小学校教員検定委員会が師範科を「職員ノ組織、設備等十分ナラズ、且ツ志願者少數」であることを理由に小裁専正認定校として不適當と評決したことをふまえ、その卒業生を対象とした臨時試験検定を「施行セザルコト」の可否が伺い出され、決裁された。

果たして、小学校教員検定委員会が一旦は福知山淑徳高等家政女学校師範科を小裁専正認定校として適當と評決したにもかかわらず、数日の間に一転それを不適當としたのはなぜか。また、いかなる審査のもと、そうした結論に至ったのか。そして、いかなる基準をもつて、職員組織、設備を不十分、臨時試験検定志願者を少數と判断したのか。それらは、史料的な制約のために判然としない。しかし、こうした福知山淑徳高等家政女学校師範科を事例とした小裁専正認定校の認可をめぐる審査過程から、1930年代初頭、京都府における認定校制度の混迷の様子がうかがわれる。

2. 京都府における認定校制度の整備とその廃止の決定

つぎに、1931(昭和6)年京都府令第31号「小学校令施行細則」による認定校制度の整備と、やはり福知山淑徳高等家政女学校師範科を事例¹¹に取り上げ、その小裁専正認定校としての認可への再出願をめぐる審査過程を検討することにより、同府において認定校制度の廃止が決定されるまでをみていこう。

(1) 「小学校令施行細則」の全面改正による認定校制度の整備

すでにみてきたように二転三転した福知山淑徳高等家政女学校師範科の認可をめぐる審査過程は、1930年代初頭、京都府における認定校制度の混迷の様子を象徴した。しかし、認定校制度は、「小学校令施行細則」を全面的に改正する府令第31号により整備された。これに伴い、認定校の認可に関する基準や手続きは、細則において定められた¹²。

京都府は、細則において、まず認定校認可の基準として、公私立学校を問わず、「左ノ各号ニ掲タル要件ヲ具備シ、其ノ成績優良ナルモノ」としたうえで、つぎの5点をあげた。(1)「学校ノ管理及維持

方法」が「確実」であること、(2)「教員組織及設備」が「相当」であること、(3)「教授スル学科目及其ノ程度」が「小学校令施行規則」に準拠すること、(4)「教員養成上必要ナル施設」を有すること、(5)「開校後、相当ノ年月」が経過していること。つぎに認可申請書に記載する内容として、「管理者、又ハ設立者ニ於テ、左ノ事項ヲ具シ内申スベシ」としたうえで、つぎの6点をあげた。(1)「名称」、(2)「開校年月日」、(3)「臨時試験検定ノ施行ヲ受ケントスル生徒数」、(4)取得を希望する「教員免許状ノ種別」、(5)「最近五年間ノ年度別卒業者数、及卒業後ノ状況」、(6)「経費及維持方法」。そして認可申請書に添付する書類として、「申請書ニハ、左ノ書類ヲ添付スベシ」としたうえで、つぎの6点をあげた。(1)「学則」、(2)「教員組織表」、(3)「校地、校舎及寄宿舎ノ図面」、(4)「教科書及参考書ノ目録」、(5)「教授用ノ器具、機械及標本ノ目録」、(6)「学校財産目録」。以上をふまえ、認定校として認可された学校は、臨時試験検定の実施に際し、「受験セントスル生徒ノ願書ヲ取纏メ、知事ニ之ヲ提出スベシ」と定められた。

さらに、京都府は、これと軌を一にして「小学校教員試験検定内規（制定時期不明、1931（昭和6）年より施行）」¹³第8条において、「臨時試験検定ヲ受クルコトヲ承認セラレタル学校ヲ卒業スペキ生徒ニ対シテハ、特別事情アル場合ノ外、毎年三月試験検定ヲ行フ」¹⁴と、認定校卒業生を対象とした臨時試験検定の実施時期を原則として毎年3月と定めた。

(2) 認定校制度廃止の決定と福知山淑徳高等家政女学校師範科の再不認可

福知山淑徳高等家政女学校々長は、「小学校令施行細則」の全面改正に伴い認定校制度が整備されたことを受け、再度師範科の認定校としての認可を出願した。もっとも、これも不認可となった。ただし、それは、前回のように同校の不備によるところではなかった。臨時試験検定や認定校制度の廃止が決定されたうえでの評決であった。

福知山淑徳高等家政女学校々長は、1934（昭和9）年9月7日、京都府知事に対し、「臨時試験検定願」を提出了。これにより、「師範科卒業生ニ対シ、臨時試験検定ヲ受クル様致度」と再度師範科の認定校としての認可を出願した。その際、認可申請書に記載された内容や添付書類は、細則における諸規定を順守するものであった。そして、福知山淑徳高等家政女学校々長は、同願とあわせ、前述した認可申請書に記載する6点の内容、すなわち「名称」、「開校年月日」、「臨時試験検定ヲ受ケントスルモノ」、「教員免許状ノ種別」、「最近五ヶ年間ノ年度別卒業者数及卒業後ノ状況」、「経費及維持方法」を「小学校令施行細則第五十二条ニ拠ル内申事項」としてまとめ、提出了。また、6点の添付書類、すなわち「福知山淑徳高等家政女学校学則」、「教員組織表」、校地などの図面、教科書および参考書目録、「教授用ノ器具」および「標本」、「学校財産目録」も提出了。さらに、細則に定められてはいなかつたものの、京都府知事、学務部長、府視学、学務課長それぞれに対し、「陳情書」を提出了。

しかし、福知山淑徳高等家政女学校師範科は、不認可となった。そして、京都府学務部において、9月14日、その旨の校長への通知案が起案され、決裁された。これにより、学務部長は、校長に対し、定期試験検定が細則「第五十条ニ依リ、毎年十月施行サルハ」のみならず、「五、六月ノ候ニ於テ」も施行されていることに照らし、今後「第五十二条ニ依ル臨時試験検定」すなわち認定校卒業生を対象とした臨時試験検定は「将来之ヲ認メラレザル目下ノ方針」であることから、「本件詮議相成難ク」と通知した。

そして、それは、すでに他校からの同様の出願をめぐる審査結果をふまえた評決であった。同案に添付された「参考」によれば、すでに他校が小裁專正認定校としての認可を出願した際、小学校教員検定委員会がうえのような定期試験検定の実施状況に照らし、認定校卒業生を対象とした臨時試験検定は「将来……認メザル様ニ為スヲ適當ト認」め、また「從来之ガ施行ヲ為シツハアル学校ニ就テハ、将来適當ナル機会ヲ見テ廃止」するよう評決し、同校に「書類ヲ返戻シテ、詮議相成ラザル旨ヲ申シ送リタル」経緯をふまえ、福知山淑徳高等家政女学校師範科からの出願も「同様ノ方針ニ依リ処理スルコト……適當」として不認可と判断されたことがわかる。

では、こうして臨時試験検定、そして認定校制度の廃止が決定されたのはなぜか。すでに前述した他稿により触れたように、認定校卒業生の臨時試験検定合格率は、同様にその受検資格が付与された府市（教育会）講習修了者に比べ、低迷していた。また、その取得免許種別もほぼ小裁專正免許状に限定されたが、すでに1920年代後半において、無試験検定による合格者が増加し、試験検定による合格者を上回っていた¹⁵。そのため、同時期を境として、小裁專正免許状合格者の主たる供給源が試験検定から無試験検定へと転じ、認定校の小学校教員の供給源としての役割も薄れつつあった。これに

併い、臨時試験検定の不実施および認定校の将来的な廃止が決定され、福知山淑徳高等家政女学校師範科も小裁専正認定校として不認可と評決されたと考えられる。

おわりに

以上、本稿は、戦前、とりわけ1930年代における京都府を事例として、認定校の認可をめぐる審査過程に注目し、「直接的」な小学校教員の養成機関であった師範学校の一方で、私立学校に対し、臨時試験検定をとおした「間接的」な小学校教員養成への道がいかにして開かれようとしたのかを検討してきた。それは、戦前日本における師範学校以外の小学校教員の輩出経路を探り、多様で雑多な者から構成されたと言われる小学校教員界の実際を展望しようとする試みであった。

もっとも、本稿には、史料的な制約のため、残された課題もある。たとえば福知山淑徳高等家政女学校師範科の認定校としての認可をめぐる審査が滞り、さらにその評決が二転三転したのはなぜか。その際、小学校教員検定委員会において、いかなる審査がなされたのか。また、認可であれ、不認可であれ、それらがいかなる基準をもって評決されたのかなどである。今後も史料の渉獵に努め、これら課題の解明をめざしたい。

ただし、そうした未解明の課題を承知しつつも、本稿が明らかにした点を以下にまとめておこう。本稿が事例として取り上げた福知山淑徳高等家政女学校は、師範科の加設を機として、1930（昭和5）年7月、京都府に対し、小裁専正認定校としての認可を出願した。その出願書類は、認可申請書、学則、職員組織表、教科書調、設備の概況に関する報告書であった。しかし、同校は、一旦は認可を検討されたものの、最終的には不認可となった。こうして二転三転した小裁専正認定校の認可をめぐる審査は、1930年代初頭、京都府における認定校制度の混迷の様子を象徴した。しかし、認定校制度は、1931（昭和6）年京都府令第31号により整備された。これに伴い、福知山淑徳高等家政女学校々長は、1934（昭和9）年9月、京都府に対し、再度師範科の認定校としての認可を出願した。もっとも、これも、不認可となった。ただし、それは、前回のように同校の不備による結果ではなかった。1920年代後半からみられた認定校の小学校教員の供給源としての役割が縮小するなか、臨時試験検定や認定校制度の廃止が決定されたうえでの評決であった。

以上をふまえ、今後の課題について述べておこう。臨時試験検定、さらに言うならば確認されるそのすべてが私立学校であった認定校制度に関する研究は、これまで等閑に付され、ようやくはじまつたばかりである。そのため、本稿における未解明の課題はもちろん、解明すべき課題が多数残されている。たとえば、筆者は、すでに教育科を中心とした臨時試験検定学科試験問題の分析や合否判定方法の解明に着手している¹⁶。これは、京都府が求める小学校教員の資質、能力を探る意味においても、また臨時試験検定の制度的な実態を解明する意味においても重要なテーマである。今後はそうした課題にも取り組み、臨時試験検定をとおして「間接的」に小学校教員を養成した私立学校にさらなるひかりをあて、戦前日本における師範学校以外の小学校教員の輩出経路を探り、多様で雑多な者の同居性に特徴があると言われる小学校教員界の実際を展望したい。

註

¹ 「小学校教員臨時試験検定認定校」の定義については、井上惠美子「『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向」（日本教育学会第76回大会ラウンドテーブル配付資料）、2017年、3頁を参照した。

² 他稿とは、拙稿「戦前京都府における『小学校教員臨時試験検定認定校』の存在と意義」（『日本教育史学会紀要』9、2019年）をさす。

³ 笠間賢二「小学校教員無試験検定研究の課題」（『宮城教育大学紀要』51、2017年）154頁。

⁴ 筆者は、本稿の執筆に際し、京都府立京都学・歴彩館が所蔵する小学校教員検定関係簿冊108冊を調査した。これだけの冊数の簿冊を対象とした史料調査を実施することができる都道府県は、全国的にもかぎられる。その調査方法については、拙稿「戦前京都府において、私立学校卒業生は、小学校教員無試験検定合格者中にどれほどの位置を占めたのか——一九三〇年代以降を中心として——」（『地方教育史研究』40、2019年）を参照されたい。

⁵ 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」（日本教育史研究会編『日本教育史研究』13、1994年）84頁。

⁶ 1900（明治33）年から1940（昭和15）年にかけて京都府は、小裁専正を含む小学校専科正教員免許状の取得を目的とする試験検定において、全国第6位の合格者を輩出した（丸山剛史「戦前日本の小学校教員検定合格者数の道府県比較（一）——試験検定・一九〇〇—一九四〇年」（『宇都宮大学教育学部研究紀要（第一部）』61、2011年）3頁）。

⁷ 井上惠美子、前掲註1、5頁。なお、井上は、「『小学校教員無試験検定認定校』認定に関する研究——京都府における審査過程を中心に——」（『フェリス女学院大学文学部紀要』55、2020年）などにおいても、京都高等手芸女学校師範科、京都裁縫女学校専攻科の認可をめぐる審査過程に言及している。

⁸ 本事例に関する史料は、「福知山淑徳高等家政女学校師範科臨時検定ノ件」（京都府立京都学・歴彩館所蔵、『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』請求番号昭06-0053-003）による。

⁹ 同校の概要は、すべて山口口之輔編『福知山沿革私記』全、1940年、48-49頁による。

¹⁰ 小学校教員検定委員会とは、道府県において、小学校教員検定を実施するために設置された組織であり、会長、常任委員、臨時委員より構成された。

¹¹ 本事例に関する史料は、「案」（京都府立京都学・歴彩館所蔵、『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』請求番号昭09-0036）による。

¹² 『京都府公報』号外、1931年4月9日刊。

¹³ 「小学校教員免許状下付ニ関スル件」（京都府立京都学・歴彩館所蔵、『検定及免許』請求番号昭14-0083-001）。

¹⁴ 「小学校教員検定委員会開催ノ件」（京都府立京都学・歴彩館所蔵、『教育資金・集会・植物園・小学校教員・復命書・検定及免許』請求番号昭13-0083）。

¹⁵ 各年『文部省年報』によると、京都府の小裁専正を含む小専正免許状合格者において、無試験検定合格者が試験検定合格者が上回るのは、前者が336名、後者が213名となった1926（大正15、昭和元）年からであった。

¹⁶ たとえば拙稿「尋常小学校本科正教員臨時試験検定教育科試験問題の分析——一九二〇年代末期から一九三〇年代初期における京都府を事例として——」（中国四国教育学会編『教育学研究紀要』65、2020年）、「小学校裁縫専科正教員臨時試験検定教育科試験問題の分析——一九三〇年代における京都府を事例として——」（中国四国教育学会編『教育学研究紀要』66、2021年）をさす。

（謝辞）

本研究は、JSPS 科研費 JP19K02412 の助成を受けたものである。